自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第１３回）	資料４－３
令和８年１１月１３日（金）	

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の設置について」の一部改正について

令和８年１０月３０日
厚 生 労 働 大 臣 決 定

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の設置についての一部を次の表のとおり改正する。

改正後	現行
１・２　（略）	１・２　（略）
３．こどもに係る自殺対策について こどもに係る自殺対策に関することについては、こども家庭庁において設置する「こども・若者の自殺対策の推進に関するワーキンググループ」から意見を聴取する。	（新設）
４　（略）	３　（略）

参考
（改正後全文）

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の設置について

平成３１年　３月　５日
厚生労働大臣決定
令和　８年１０月３０日
一　部　改　正

１．趣旨

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」（平成３１年３月５日 自殺総合対策会議決定）に基づき、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」（以下「本会議」という。）を設置し、有識者から意見を聴取する。

２．構成員

（１）本会議の構成員は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の自殺対策に関連する分野の有識者のうちから、厚生労働大臣が指名する。

（２）厚生労働大臣は、構成員の中から、本会議の座長を依頼する。

（３）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

３．こどもに係る自殺対策について

こどもに係る自殺対策に関することについては、こども家庭庁において設置する「こども・若者の自殺対策の推進に関するワーキンググループ」から意見を聴取する。

４．その他

前各項に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本会議が定める。